

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

規 則

- 規則第26号 宇治市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則……………（消防総務課）…2

告 示

- 告示第78号 市道路線の供用の廃止……………（建設総務課）…2

公 告

- 公告第38号 予防接種の実施……………（保健推進課）…3

消 防 本 部

- 訓令甲第1号 宇治市消防署組織規程等の一部を改正する規程…………9

選 挙 管 理 委 員 会

- 規程第1号 公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程…………10

公 営 企 業

- 規程第4号 宇治市上下水道部事務分掌規程等の一部を改正する規程……………10
○公告第16号 平成29年度下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習の実施……………10

正 誤

- 2008年（平成20年）4月18日付け宇治市公報第1717号……………11

規 則

宇治市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第26号

宇治市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

宇治市消防本部の組織に関する規則（昭和46年宇治市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「、消防本部に参事、課に担当課長、副課長」を「、課に副課長」に改め、同条第2項中「及び参事」を削り、「、担当課長副課長」を「、副課長」に改める。

第4条第5項中「参事、担当課長、主幹」を「主幹」に改める。

第5条中「、参事、課長、担当課長」を「、課長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(揭示済)

告 示**宇治市告示第78号**

市道路線の供用の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を廃止します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年6月30日から14日間

平成29年6月30日

宇治市長 山本 正

路 線 名	供 用 廃 止 の 区 間	供用廃止 年月日	備 考
五ヶ庄1 29号線	五ヶ庄福角30番地 の27（右） 五ヶ庄福角30番地 の20	平成29年 6月30日	終点の地番を「五ヶ 庄福角50番地の 7」を「五ヶ庄福角 30番地の20」に 改正。

宇治市公告第38号

予防接種の実施について

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、平成29年度におけるA類疾病予防接種について次のとおり公告します。

平成29年6月30日

宇治市長 山本 正

1. 定期予防接種

種目	対象年齢※a		回数	標準的な接種方法	時期	場所
集団接種	BCG	生後1歳未満 (接種推奨月齢) 生後6か月		1回	市民カレンダーや3か月児健診時に推奨月を確認し、接種してください。対象生まれ月の実施日に来られない場合は、1歳未満に別の月にお越しください。	推奨月 (うじ安心センター)
個別接種	ヒブ (インフルエンザ菌 b型) ※1	(初回接種開始) 生後2か月以上7か月未満 ※b 標準年齢	初回	3回	各回の間は27から56日（医師が認める場合は20日）の間隔をおいて接種。	通年 予防接種協力医療機関
			追加	1回	初回（3回目）終了後、7から13か月までの間隔をおいて接種。	
		(初回接種開始) 生後7か月以上12か月未満	初回	2回	各回の間は27から56日（医師が認める場合は20日）の間隔をおいて接種。	
			追加	1回	初回（2回目）終了後、7から13か月までの間隔をおいて接種。	
	小児用肺炎球菌 (13価) ※2 ※3	(初回接種開始) 生後2か月以上7か月未満 ※b 標準年齢	初回	3回	各回の間は27日以上の間隔をおいて接種（初回（3回目）までの接種は1歳未満に行う。）。	
			追加	1回	生後1歳以降、初回（3回目）終了後、60日以上の間隔をおいて接種（標準として生後12から15か月の間に行う。）。	
		(初回接種開始) 生後7か月以上12か月未満	初回	2回	各回の間は27日以上の間隔をおいて接種（初回（2回目）までの接種は1歳未満に行う。）。	
			追加	1回	生後1歳以降、初回（2回目）終了後、60日以上の間隔をおいて接種（標準として生後12から15か月の間に行う。）。	
		(初回接種開始) 1歳以上5歳未満		1回		
				2回	各回の間は60日以上の間隔をおいて接種。	
		(初回接種開始) 2歳以上5歳未満		1回		
	B型肝炎	1歳未満		3回	1回目は生後2か月以降に接種。 2回目は27日以上の間隔をおいて接種。 3回目は1回目の接種から139日以上の間隔をおいて接種。	
	4種混合 (DPT-IPV)	生後3か月以上90か月未満	1期 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ) 初回	3回	各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。	
			追加	1回	追加は、初回（3回目）の終了から12から18か月までの間隔をおいて接種。	
	不活化ポリオ (IPV) ※4	生後3か月以上90か月未満	初回	3回	各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。	
			追加	1回	追加は、初回（3回目）の終了から12から18か月までの間隔をおいて接種。	
	麻しん風しん混合 (MR)	生後12か月以上24か月未満 小学校就学前の1年間	1期	1回		
			2期	1回		
	水痘	生後12か月以上36か月未満		2回	生後12から15か月に至るまでに1回目の接種を行い、6から12か月までの間隔をおいて2回目を接種。	
	日本脳炎 ※5	生後36か月以上90か月未満 ※b 標準年齢	1期 初回	2回	初回、1回目と2回目の間は6から28日までの間隔をおいて接種。追加は初回（2回目）の終了からおおむね1年の間隔をおいて接種。	
			追加	1回		

	9歳以上13歳未満	2期	1回	
2種混合（DT）※6	11歳以上13歳未満	2期（ジフテリア・破傷風）	1回	
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）	小学校6年生～高校1年生相当の女子（標準的な接種期間） 中学校1年生の間		3回	初回接種の1から2か月後、6か月後に接種（接種間隔は、ワクチンの種類により異なる。）。

2. BCG実施日程

会場：健やかセンター（うじ安心館内）

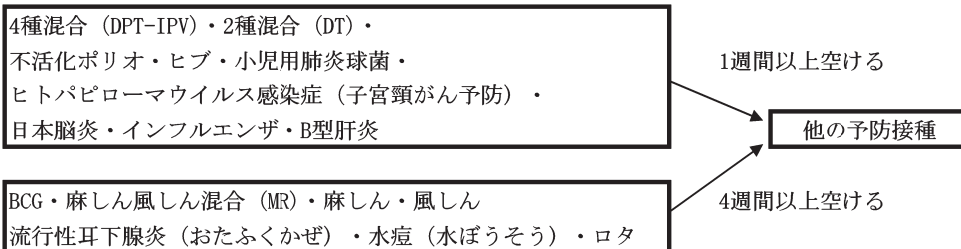
受付時間：午後1時15分から午後2時30分まで

整理番号札を会場で配布します。

誕生年月	推奨月	日程	
平成28年10月生	平成29年4月	14（金）	26（水）
11月生	5月	11（木）	25（木）
12月生	6月	9（金）	19（月）
平成29年1月生	7月	5（水）	27（木）
2月生	8月	2（水）	21（月）
3月生	9月	5（火）	27（水）
4月生	10月	6（金）	26（木）
5月生	11月	7（火）	29（水）
6月生	12月	8（金）	22（金）
7月生	平成30年1月	9（火）	26（金）
8月生	2月	8（木）	19（月）
9月生	3月	9（金）	19（月）

3. 接種間隔

違う種類のワクチンを接種する場合、規定の間隔を空けて次のワクチンを接種します。



※問合せ先：ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）以外・・・保健推進課

ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）・・・・・・健康生きがい課

※a対象年齢・・・法律で定められた接種年齢。

※b標準年齢・・・国が接種を奨める望ましい年齢（詳しくは母子健康手帳又は予防接種手帳をご覧ください。）

（注）対象年齢や接種期間等、決められた留意事項をお守りください。定期予防接種を対象年齢・接種期間以外で接種された場合、任意接種としての取扱いになり、自己負担になりますのでご了承ください。

※1 生後2か月以上12か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目又は3回目）の接種を終了せずに、生後12か月を超えた場合は、初回（2回目又は3回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後27日間（医師が認める場合は20日間）以上の間隔をおいて追加の接種をしてください。

※2 生後2か月以上7か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目）の接種が、生後12か月を超えた場合は、初回（3回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後60日間以上の間隔をおいて追加の接種をしてください。

※3 生後2か月以上12か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目）の接種を終了せずに、生後24か月を超えた場合は、初回（2回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後60日間以上の間隔をおいて追加の接種をしてください。

※4 4種混合ワクチンは、不活化ポリオワクチンが含まれています。4種混合ワクチンで接種開始された方は、不活化ポリオワクチンの接種の必要はありません。

※5 平成25年4月の法改正にて、日本脳炎ワクチンの差し控え期間に接種機会を逃した人（平成7年4月2日生から平成19年4月1日生）は、20歳未満までの間に定期接種として、不足分の日本脳炎ワクチンを無料で接種することができます。平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた人で、3歳以上7歳6か月未満の間に1期が終了していない場合は、9歳以上13歳未満の間は定期接種として1期の不足回数分を接種することができます。

※6 4種混合又は3種混合ワクチン接種の基礎免疫（1期）に続き、追加免疫を与えるために接種。

※長期にわたる疾病等のために定期予防接種を受けることができなかった者に対する機会の確保について

定期予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等の特別な事情により、定期予防接種を受けることができなかったと認められる場合、当該特別の事情がなくなった日から2年以内（上限年齢あり。）に定期予防接種として接種することができます。

平成29年度 予防接種協力医療機関

【宇治市 病院】

医療機関名	接種医師名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号	*実施種目						
						ヒブ	肺炎球菌	B	4	不	麻風	水
宇治武田病院	仲裕美子・菊地 顕	611-0021	宇治里尻36-26	25-2500	25-2353	●	●	●	●	●	●	●
宇治徳洲会病院	丸山立憲・牧野 茂・ 田中慎一郎・安元優輝子・ 栗園仁志・篠塚 淳・ 竹田隆之・竹田彬一・重松陽介・ 高田秀一・河邊公志・竹本隆博・ 田中俊樹・平田邦明・齋藤昌彦・ 大山和恵・田原潤子・濱岡建城	611-0041	横島町石橋145	20-1111	20-2336	●	●	●	●	●	●	●
	都倉 隆	611-0021	宇治山本27	22-4521	20-3987	●	●	●	●	●	●	●
六地蔵総合病院	才田玉喜・伊藤洋子・白井千晶	611-0001	六地蔵奈良町9	33-1717	32-8718	●	●	●	●	●	●	●

【宇治市 診療所】

医療機関名	接種医師名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号	*実施種目						
						ヒブ	肺炎球菌	B	4	不	麻風	水
あさくら診療所	河本一成・富岡裕彦・平松まき・ 上赤賀司・池野文昭	611-0033	大久保町山ノ内19-1	46-5151	46-5207	●	●	●	●	●	●	●
浅妻医院	浅妻典子・中村右子	611-0044	伊勢田町名木3-1-30	44-0888	46-3253	●	●	●	●	●	●	●
いかだ医院	筏 明子	611-0014	明星町2-9-83	23-1736	22-6334	●	●	●	●	●	●	●
いしのこどもクリニック	石野雄一	611-0001	六地蔵奈良町74-1 パデシオン六地蔵 サ・ミッドモール2 階	38-5200	38-5201	●	●	●	●	●	●	●
小児科 いしはクリニック	石原由理・濱中佳奈	611-0003	平尾台4-5-2	38-1617	38-1645	●	●	●	●	●	●	●
今林医院	今林丈士・今林誠次	611-0042	小倉町西浦88-39	21-4522	21-8268	●	●	●	●	●	●	●
植田医院	植田英嗣	611-0042	小倉町南浦18-122	21-6111	21-6222	●	●	●	●	●	●	●
上田診療所	上田通章	611-0013	菟道平町17	22-7586	22-7585	●	●	●	●	●	●	●
上ノ山吉岡医院	吉岡うた子	611-0033	大久保町上ノ山21-1	43-4131	45-2760	●	●	●	●	●	●	●
宇田医院	宇田裕子	611-0021	宇治式番48-1	23-2156	24-6632	●	●	●	●	●	●	●
大石医院	大石嘉啓・大石 博	611-0002	木幡陣ノ内20	31-8354	33-5834	●	●	●	●	●	●	●
大石木幡医院	大石明人・大石律子	611-0002	木幡大瀬戸46	33-0306	33-4031	●	●	●	●	●	●	●
大石三室戸医院	大石律子・大石明人	611-0013	菟道荒横28-3	24-0306	24-3626	●	●	●	●	●	●	●
小田部小児科内科医院	小田部榮助	611-0001	六地蔵町並32	32-6205	33-4796	●	●	●	●	●	●	●
おやいづ医院	小柳津治樹	611-0043	伊勢田町南山52-6	41-6013	41-6013	●	●	●	●	●	●	●
こいづみ医院	小泉修一	611-0027	羽拍子町82-1	48-1240	48-1241	●	●	●	●	●	●	●
こうどう小児科	幸道直樹・幸道と樹	611-0013	菟道西集上り4-23	33-8886	38-2301	●	●	●	●	●	●	●
小山医院	小山正彦・小山栄子	611-0002	木幡御蔵山39-602	31-5455	33-3755	●	●	●	●	●	●	●
才田小児科医院	才田 達	611-0032	寺山台1-9-2	48-3312	48-3318	●	●	●	●	●	●	●
斎藤小児科医院	斎藤三朗	611-0043	伊勢田町砂田6-262	23-7696	23-7696	●	●	●	●	●	●	●
笹平診療所	柏谷 亘・笹平達男	611-0042	小倉町南堀池109	21-4523	24-7783	●	●	●	●	●	●	●
完岡医院	完岡市雄・小泉欣也・大和俊夫・ 柴田正俊	611-0042	小倉町西畑41-21	21-2507	24-9528	●	●	●	●	●	●	●

[illegible]

【城陽市】

[illegible]

[illegible]

【久御山町】

[illegible]

【京都市】

[illegible]

[illegible]

消 防 本 部

宇治市消防本部訓令甲第1号

宇治市消防署組織規程等の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成29年3月31日

宇治市消防長 中谷 俊哉

宇治市消防署組織規程等の一部を改正する規程

（宇治市消防署組織規程の一部改正）

第1条 宇治市消防署組織規程（昭和46年宇治市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「主幹」を「副課長」に改める。

第4条中第4項を第5項とし、同条第3項中「主幹及び」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 副課長は、上司の命を受け、課の事務について課長を補佐する。

第5条中「主幹」を「副課長」に改める。

（宇治市消防本部（署）課長会議等に関する規程の一部改正）

第2条 宇治市消防本部（署）課長会議等に関する規程（昭和57年宇治市消防本部訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「参事」を削り、「主幹並びに」を「副課長並びに」に改める。

（宇治市消防本部及び消防署事務決裁規程の一部改正）

第3条 宇治市消防本部及び消防署事務決裁規程（昭和58年宇治市消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第9号中「をいう」を「及び消防署組織規程第3条第1項に規定する副課長をいう」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号中「及び消防署組織規程第3条第1項」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第6条第1項及び第2項前段中「参事」を削り、同項後段中「参事」及び「参事」を削る。

第8条の表中「参事（担当事務に限る。）又は所管の又は」を「又は所管の」に、「参事又は」を「又は」に改める。

別表第2第1項第9号中「もの」を「ものに限る。」に改め、同項第10号中「の従事」を「への従事等」に改め、同項第17号中「

」を「

」を「

主幹 副課長

」に改める。

（宇治市消防職員の名称及び職務名に関する規程の一部改正）

第4条 宇治市消防職員の名称及び職務名に関する規程（昭和61年宇治市消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「副消防長」を「副消防長」に改める。

参事

（参事等の掌理する事務を定める規程の一部改正）

第5条 参事等の掌理する事務を定める規程（平成元年宇治市消防本部訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

主幹の掌理する事務を定める規程

第1条中「参事及び主幹並びに宇治市消防署組織規程（昭和46年宇治市消防本部訓令甲第1号）第3条第1項に規定する」を

三菱京都病院	小野晋司・野崎浩二・北村直行・鶴見文俊・長田加寿子・本田耕介・吉岡和良	615-8087	西京区桂御所町1	075-381-2111	075-392-7952	●
みやもとこどもクリニック	宮本良平	612-8102	伏見区阿弥54-3 リビエール桃陵IF	075-622-2434	075-622-2436	●
もり小児科クリニック	森 啓之	612-8012	伏見区桃山町遠山69 スキップコート2F	075-603-7178	075-603-7188	●
若泉クリニック	若泉克次	612-8136	伏見区向島四ツ谷池14-27	075-622-2425	075-622-5103	●
渡辺小児科医院	渡辺一男	612-8141	伏見区向島二ノ丸町151-41	075-601-1502	075-601-7201	●

*実施種目 ヒブ（インフルエンザ菌b型）

肺炎球菌
B型
4種混合（DPT-IPV）
不活化ポリオ
麻疹風しん混合（MR）
麻疹風しん
風しん
水痘（水ぼうそう）
日本脳炎
2種混合（DT）
HPV ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）以外について・・・保健推進課
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）について・・・健康生きがい課

*問合せ先：

削り、「参事等」を「主幹」に改める。

第2条の見出し及び同条の表以外の部分中「参事等」を「主幹」に改め、同条の表を次のように改める。

担当名	掌理事務
消防総務課主幹	消防団に関すること。
警防救急課主幹	(1) 災害対策に関すること。 (2) 緊急消防援助隊に関すること。
指揮指令課主幹	(1) 消防通信指令システムの整備及び保全管理に関すること。
指揮指令課主幹	(2) 消防情報化計画の策定及び推進に関すること。
指揮指令課主幹	(3) 警備計画の策定に関すること。
指揮指令課主幹	(4) 災害現場における指揮、情報収集、連絡及び広報に関すること。
指揮指令課主幹	(5) 災害現場活動の報告に関すること。
指揮指令課主幹	(6) 災害警備その他災害対策に関すること。
指揮指令課主幹	(7) 警防訓練計画に関すること。

（宇治市消防職員表彰規程の一部改正）

第6条 宇治市消防職員表彰規程（平成5年宇治市消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「、消防本部長（消防長が指名する者に限る。）」を「、副消防長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（揭示済）

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会規程第1号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成29年6月19日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和45年宇治市選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第10条の2第1項」を「第12条第1項」に、「資格」を「資格（以下「被登録資格」という。）」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「調査」を「常時調査」に、「資格」を「被登録資格」に改め、同条第2号中「第11条」を「第13条」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（揭示済）

公 営 企 業

宇治市上下水道事業管理規程第4号

宇治市上下水道部事務分掌規程等の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市上下水道部事務分掌規程等の一部を改正する規程

（宇治市上下水道部事務分掌規程の一部改正）

第1条 宇治市上下水道部事務分掌規程（昭和58年宇治市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表水管理センター施設第1系の項第2号及び第5号中「維持管理及び修繕」を「運転及び維持管理並びに修繕及び改良」に改め、同項第10号中「維持管理者」を「運転及び維持管理に係る業者」に改め、同表水管理センター施設第2系の項第2号中「改良」を「運転及び維持管理並びに修繕及び改良」に改め、同項第6号中「維持管理者」を「運転及び維持管理に係る業者」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「改良」を「運転及び維持管理並びに修繕及び改良」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。・

(3) 水源及び浄水の汚染の防止及び保全に関すること。

（宇治市上下水道部事務決裁規程の一部改正）

第2条 宇治市上下水道部事務決裁規程（昭和58年宇治市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2水管理センターに関する事項の項第1号中「（以下「浄水場等」という。）の維持管理及び修繕」を「の運転及び維持管理並びに修繕及び改良」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項第10号中「以下「下水処理場等」という。）の維持管理及び修繕」を「の運転及び維持管理並びに修繕及び改良」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、同表下水道管理課に関する事項の項中「」を「」に改める。

課長

課長 主幹

（技術参事の掌理事務を定める規程の一部改正）

第3条 技術参事の掌理事務を定める規程（平成5年宇治市水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

技術参事等の掌理事務を定める規程

第1条中「技術参事」を「技術参事及び同条第2項に規定する主幹（以下「技術参事等」という。）」に改める。

第2条の見出しを「（技術参事等の掌理事務）」に改め、同条中「技術参事」を「技術参事等」に、「、水道事業及び下水道事業に属する技術的指導及び技術的事項に係る事務並びに」を「、別表に規定する事務及び」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

担当名	掌理事務
技術参事	水道事業及び下水道事業に属する技術的指導及び技術的事項に関すること。
下水道管理課主幹	下水道施設の維持管理に関すること。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市上下水道事業公告第16号

平成29年度下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習の実施について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第16条第2項の規定により、平成29年度下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習の日時等を公告します。

平成29年6月30日

宇治市長 山本 正

平成29年度下水道排水設備工事責任技術者試験

実施 内容	実 施 日	会 場	
受験 講習	平成29年 11月5日（日）	北部会場	京都府立中丹勤労者福祉会館
		南部会場	京都工業会館
試験	平成29年 11月12日（日）	北部会場	京都府立中丹勤労者福祉会館
		南部会場	京都工業会館

平成29年度下水道排水設備工事責任技術者更新講習

更 新 講 習	実 施 日	会 場
北部綾部会場	平成29年10月11日（水）	綾部市中央公民館
南都京都会場	平成29年10月13日（金）	京都工業会館



2008年（平成20年）4月18日付け宇治市公報第1717号中

ページ	誤	正
18	診療機関	診療期間

